

地域振興推進のための基礎調査業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

地域振興推進のための基礎調査業務委託

(2) 業務の目的

四日市市における自治会等（連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会など）の持続的・安定的な運営に向けて、課題の整理や他の自治会における先進事例の収集・整理と、市内自治会等の活動事例の整理を行うことにより、地域振興推進の検討の基礎資料とすることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日

2 見積限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 プロポーザル審査委員会

本市が設置した「地域振興推進のための基礎調査業務委託プロポーザル審査委員会」において審査を行い、受託候補者を選定の上、随意契約を行う。

詳細は別紙「地域振興推進のための基礎調査業務委託プロポーザル審査要項」を参照すること。

4 日程（予定）

令和7年6月 2日（月）	募集要項、企画提案書作成要領、審査要項をホームページに掲載、配布
令和7年6月13日（金）	参加意向申出書の提出期限
令和7年6月20日（金）	参加資格審査結果の通知
令和7年6月27日（金）	質問受付期限
令和7年7月17日（木）	企画提案書の提出期限
令和7年7月31日（木）	審査（プレゼンテーション）
令和7年8月中旬	審査結果の通知
令和7年8月下旬	参加者名、決定された業務委託候補者をホームページに掲載 候補者と事業内容及び委託金額等について精査を行ったうえ、契約締結を行う

5 参加資格要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿〔計画策定・コンサルティング〕に登録されていること。
- (2) プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 参加申込・資格審査

- (1) 参加申込
参加者は、様式 1「参加意向申出書」を持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。
- (2) 参加資格審査結果
参加資格審査結果は、様式 2「参加資格審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。

7 質疑・回答

質問は、電子メール（任意様式、Word 形式）により、参加者から受け付ける（電子メール送信時に電話等で市へ送信確認の連絡を行うこと）。

（提出期限：令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時 00 分）

すべての質疑に対する回答を、7 月 4 日（金）までに電子メール等で周知する。ただし、参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑については無効とし、回答しないものとする。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「地域振興推進のための基礎調査業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照のうえ、一括して持参又は郵便（簡易書留）で 8 部提出すること。分割提出は認めない。また、提出期限後の企画提案書の追加及び修正は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・ 提案内容に虚偽がある場合
- ・ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

9 審査方法

本市が設置した「地域振興推進のための基礎調査業務委託プロポーザル審査委員会」において、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査日時及び場所

企画提案書の提出締切後、通知する。

(2) 進行

プレゼンテーション

- ・提出した企画提案書の内容説明（約15分）
- ・企画提案書に対する質疑応答（約15分）
- ・出席者3名以内

10 審査結果

審査の結果は、様式3「プロポーザル審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。また、市のホームページに審査結果（業務委託候補者名及びその他の参加申込者名）を公表する。ただし、参加資格が認められなかった者は、この限りでない。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は参加者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権、知的財産所有権などは参加者に帰属するが、参加者の承諾を得たうえで公表する場合がある。
- (3) 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に基づいて、市が客観的に判断する。

12 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

- (1) 候補者決定前：募集要項、企画提案書作成要領、審査要項
- (2) 候補者決定後：参加者名、決定された候補者

13 書類提出先・問い合わせ先

(1) 書類提出先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市市民生活部市民生活課（四日市市役所5階）

※持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の8時30分～17時15分とする。

ただし、締切当日は、持参の場合は17時00分まで、郵送の場合期日必着とする。

(2) 問い合わせ先

四日市市市民生活部市民生活課 萩・岡本

TEL：059-354-8146

FAX：059-354-8316

電子メール：shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

14 その他

(1) 必要経費の負担

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 辞退の取り扱い

期日までに企画提案書の提出がなされない場合は辞退したものとする。また、企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を速やかに提出すること。

(3) 失格事項

提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合は、失格になる場合がある。